

## 総社市委託業務総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市が発注する建設コンサルタント業務等（測量業務，建築関係建設コンサルタント業務，土木関係建設コンサルタント業務，地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）委託業務（以下「委託業務」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の13の規定により準用する政令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、委託業務のうち、次の類型に該当する業務の中から総社市指名選定及び契約審査委員会が選定する。

(1) 特別簡易型

同種業務の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な業務

(2) 簡易型

(1)に加え、実施方針等と入札価格を一体として評価することが妥当な業務

(入札手続)

第4条 市長は、委託業務を総合評価方式により指名競争入札を行おうとするときは、この要領によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 総合評価方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の13の規定により準用する政令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定

しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は、市長が様式第2号により行うこととする。

(入札時に必要な資料)

第6条 市長は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料(様式第1号。)及び関係書類(以下「技術資料等」という。)を入札参加者から提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札執行の通知)

第7条 市長は、総合評価方式による指名競争入札を行おうとするときは、指名業者への通知に次の事項を加えて、通知する。

(1) 総合評価方式による旨

(2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準

(3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等

(4) その他必要と認める事項

(落札者決定基準)

第8条 市長は、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の類型及び業務の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

各評価項目の得点を合計したものを加算点とし、加算点は10点から30点までの範囲内で定めるものとする。

(4) 標準点

技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点として100点を付与する。

(評価の方法)

第10条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点に加算点を加えたもの(「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 市長は、次の要件に該当する者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札価格が最低制限価格以上の価格であること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

第12条 入札執行の通知に示したもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(1) 技術資料等の全部又は一部を提出しない者のした入札

(2) 技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札

(3) 技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

(総合評価結果の公表)

第13条 市長は、落札者を決定したときは、遅滞なく技術資料等の評価の結果及び評価値等を総社市のホームページに掲載するとともに、契約検査課窓口での閲覧に供するものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第14条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して3日(市の休日を除く。)以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を市長に対して求めることができる。

(評価内容の担保等)

第15条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、市長は、総社市建設工事等請負その他の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を行うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。